

平成 17 年 1 月 31 日
国立大学法人 金沢大学

－BOT方式における割賦利息に係る消費税等の扱いについて－

平成 16 年 9 月 27 日（月）公表済みの金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業（以下「本事業」という。）における入札説明書等のうち、事業契約書（案）別紙 12 にて記載のとおり、BOT方式となる解剖実習棟の整備に係る施設整備費相当分を元本とした割賦利息について、消費税等の課税対象となるか否かに関して確認を行ったところ、金沢国税局より以下の回答が得られたので、ここに公表する。

【回 答】

本事業における解剖実習棟の整備は、所有権留保特約付売買契約に基づく BOT 方式で整備されるものであり、売買契約であることから、**「当該割賦利息は非課税扱いとすることができる」**。

なお、今回の回答公表を踏まえての入札説明書等の修正は行わないことから、事業者においては、当該回答を踏まえた上で、入札金額の算定等を行うよう十分留意願いたい。

以上